

## 三豊市監査委員告示第 4 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 29 日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 詫間 政司

令和 4 年 度

# 財政援助団体等監査結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 55 号  
令和 4 年 6 月 24 日

三 豊 市 長      山下 昭史 様  
三豊市議会議長    浜口 恭行 様

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 詫間 政司

令和 4 年度財政援助団体等に対する監査結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出する。

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、三豊市監査基準（令和2年三豊市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

## 第3 監査の対象

- （1）三豊市地域公共交通活性化協議会負担金（所管課 政策部交通政策課）  
令和2年度三豊市地域公共交通活性化協議会負担 3,441,480 円
- （2）三豊市創業支援事業補助金（所管課 政策部産業政策課）  
令和2年度三豊市創業支援事業補助金 1,848,000 円
- （3）三豊市文化協会補助金（所管課 教育委員会事務局生涯学習課）  
令和2年度三豊市文化協会補助金 2,069,000 円

## 第4 監査の着眼点

財政援助団体等へ支出された公金の出納その他の事務について、適正かつ効率的に執行されているか、条例・規則・要綱等に基づいた適切な事務処理ができているかを主眼として実施した。

## 第5 監査の主な実施内容

当該監査対象の所管課に事前提出を求めた関係書類に基づき検査・照合を行うほか、監査当日は所管課職員から説明を聴取し実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

- （1）実施場所 監査委員事務局
- （2）日 程 令和4年4月8日から令和4年5月20日まで

## 第7 監査の結果

監査の結果、補助金等財政援助に係る所管課及び監査対象団体の出納その他の事務については、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について改善の必要性を認める。今後、事務の執行にあたっては、改善すべき事項に十分留意すること。

また、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行った。

監査の結果については、「改善事項」に加え、改善の方向性について監査委員の「意見」としてまとめており、改善事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

### 【改善事項】

#### (1) 要綱の遵守について（産業政策課）

三豊市創業支援事業補助金交付要綱第10条では、実績報告書について、「補助事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して10日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、提出しなければならない」と定められている。しかし、多くの実績報告書が4月に提出されていた。

今後は、要綱を遵守し、適切な時期に提出するよう指導すること。

#### (2) 補助金の確実な使途確認について（産業政策課）

実績報告書と併せて提出された領収書等証拠書類の写しであるが、提出不足及び領収日が確認できないといった不備が見受けられた。

補助金を交付している所管課として、提出書類の厳重なチェックをすること。

## 【意見】

### (1) 三豊市創業支援事業補助金（産業政策課）

#### ア 補助対象者の要件確認について

三豊市創業支援事業補助金交付要綱第 3 条に定められている補助金交付要件の内、複数の項目についての確認方法が、担当職員の判断によったり口頭での確認であったりしている。このような確認方法では、市として統一的な判断ができないといった不安が払拭されない。

要件確認用のチェックシートを作成するなど、担当職員が異動になっても対応できるような体制を整えることを検討されたい。

#### イ 行政文書の適切な管理について

三豊市行政文書管理規程第 3 条・第 14 条等では、「文書の配布を受けた所管課の担当職員は、当該文書に受付印を押した上、文書管理システムへ登録しなければならない」等とある。

しかし、三豊市創業支援事業補助金交付要綱第 6 条及び第 10 条に基づき提出された補助金の交付申請書・実績報告書、また三豊市補助金等の交付手続等に関する規則第 6 条に基づき提出された補助金の着手・完了届について、受付印が押されているものといないものが見受けられた。

規程に基づく適正な事務処理をしていただきたい。

### (2) 三豊市地域公共交通活性化協議会負担金（交通政策課）

#### ア 源泉徴収票に記載された税額について

三豊市地域公共交通活性化協議会委員の報酬については、その都度源泉徴収され納付されているが、協議会が発行した源泉徴収票の税額が、実際の控除額と異なっているものがあつた。

早急に対応するとのことであるが、今後はこのようなミスのないように願います。

### (3) 三豊市文化協会補助金（生涯学習課）

#### ア 適正な補助内容の把握について

三豊市文化協会は市からの補助金の一部を各支部へ配分しており、それぞれが収支を明らかにしている。実績報告の際に、文化協会の決算書と併せて各支部の決算書を提出してもらうことで、所管課では、より事業成果の把握ができるものと思われる。

また、コロナ禍などの不可抗力により活動が縮小され、支出が少なく繰

越金が多くなった場合には、所管課は活動内容を注意深く見守り、適切な補助金の執行となるよう指導をされたい。

今後も補助金の目的達成のため、事業内容の明確な把握に努められたい。

#### イ 行政文書の適切な管理について

三豊市行政文書管理規程第 3 条・第 14 条等では、「文書の配布を受けた所管課の担当職員は、当該文書に受付印を押した上、文書管理システムへ登録しなければならない」等とある。

しかし、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則第 3 条及び第 6 条に基づき提出された、補助金の交付申請書・完了届について、受付印が押されていないかった。

規程に基づく適正な事務処理をしていただきたい。

#### ウ 伝票の適正な処理について

三豊市文化協会での伝票処理においては、領収書の宛名が無いなど、不適切な点が見受けられるので、市に準じた適正な処理をお願いする。

#### エ 補助金交付にかかる市への提出書類について

補助金交付にかかる提出書類については、規則や要綱で定められているが、交付申請及び実績報告の際に、書類不足や様式相違などの不備が認められた。

所管課においては、補助金交付団体への指導とともに書類受付時の確認を徹底されたい。